

「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る部分適用対象金額」に、「有する当該特定外国法人」を「有する当該部分対象外国関係法人」に改め、「当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する金額を超えるときは、当該相当する金額。」を削り、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一 剰余金の配当等（第六十六条の九の二第一項に規定する剰余金の配当等をいい、法人税法第二十三条第一項第二号に規定する金銭の分配を含む。以下この号及び第十一号イにおいて同じ。）の額（当該部分対象外国関係法人の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済株式等の総数又は総額のうち占める割合が百分の二十五以上であることその他の政令で定める要件に該当する場合における当該他の法人から受ける剰余金の配当等の額（当該他の法人の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている剰余金の配当等の額として政令で定める剰余金の配当等の額を除く。）を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用の額の合計額及び当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

二 受取利子等（その支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）をいう。以下この号及び第十一号口において同じ。）の額（その行う事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金（所得税法第二条第一項第十号に規定する政令で定めるものに相当するものを含む。）の利子の額、金銭の貸付けを主たる事業とする部分対象外国関係法人（金銭の貸付けを業として行うことにつきその本店所在地国の法令の規定によりその本店所在地国において免許又は登録その他これらに類する処分を受けているものに限る。）でその本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものが行う金銭の貸付けに係る利子の額その他政令で定める利子の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該受取利子等の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

三 有価証券の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を控除した残額

第六十八条の九十三の二第四項第四号中「株式等の譲渡（第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡

をいう。以下この号及び次号において同じ。」を「有価証券の譲渡」に、「特定外国法人」を「部分対象外国関係法人」に、「百分の十に満たない」を「百分の二十五以上である」に、「に限る」を「を除く」に、「当該株式等」を「当該有価証券」に、「控除した残額」を「減算した金額」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 デリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号ホにおいて同じ。）に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額、その本店所在地国の法令に準拠して商品先物取引法第二条第二十二項各号に掲げる行為に相当する行為を業として行う部分対象外国関係法人（その本店所在地国においてその役員又は使用人がその行う当該行為に係る事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事しているものに限る。）が行う財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額その他財務省令で定めるデリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

六 その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴つて生ずる利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額（その行う事業（政令で定める取引を行う事業を除く。）に係る業務の通常のプロセスにおいて生ずる利益の額又は損失の額を除く。）

七 前各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引として財務省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を除く。）

第六十八条の九十三の二第四項に次の四号を加える。

八 固定資産（政令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号チにおいて同じ。）の貸付けによる対価の額（主としてその本店所在地国において使用に供される固定資産（不動産及び不動産の上に存する権利を除く。）の貸付けによる対価の額、その本店所在地国にある不動産及び不動産の上に存す

る権利の貸付けによる対価の額並びにその本店所在地国においてその役員又は使用人が固定資産の貸付けを的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てに従事していることその他の政令で定める要件に該当する部分対象外国関係法人が行う固定資産の貸付けによる対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の額（その有する固定資産に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

九 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用权を含む。）又は著作権（出版権及び著作権隣接権その他これに準ずるものを含む。）（以下この項において「無形資産等」という。）の使用料（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の使用料その他の政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該使用料を得るために直接要した費用の額（その有する無形資産等に係る償却費の額として政令で定めるところにより計算した金額を含む。）の合計額を控除した残額

十 無形資産等の譲渡に係る対価の額（自ら行つた研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価

の額その他の政令で定める対価の額を除く。以下この号において同じ。）の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額及び当該対価の額を得るために直接要した費用の額の合計額を減算した金額

十一 イからヌまでに掲げる金額がないものとした場合の当該部分対象外国関係法人の各事業年度の所得の金額として政令で定める金額から当該各事業年度に係るルに掲げる金額を控除した残額

イ 支払を受ける剰余金の配当等の額

ロ 受取利子等の額

ハ 有価証券の貸付けによる対価の額

ニ 有価証券の譲渡に係る対価の額の合計額から当該有価証券の譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を減算した金額

ホ デリバティブ取引に係る利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ヘ その行う取引又はその有する資産若しくは負債につき外国為替の売買相場の変動に伴って生ずる

利益の額又は損失の額として財務省令で定めるところにより計算した金額

ト 第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）

チ 固定資産の貸付けによる対価の額

リ 支払を受ける無形資産等の使用料

又 無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額から当該無形資産等の譲渡に係る原価の額の合計額を減算した金額

ル 総資産の額として政令で定める金額に人件費その他の政令で定める費用の額を加算した金額に百分の五十を乗じて計算した金額

第六十八条の九十三の二第四項を同条第六項とし、同項の次に次の三項を加える。

7 前項に規定する部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の同項第一号から第三号まで、第八号、第九号及び第十一号に掲げる金額の合計額と、当該各事業年度の同項第四号から第七号

まで及び第十号に掲げる金額の合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同項第四号から第七号まで及び第十号に掲げる金額の合計額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額をいう。

8 特殊関係株主等である連結法人に係る部分対象外国関係法人（外国金融関係法人に該当するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該各事業年度に係る次に掲げる金額（以下この項において「特定所得の金額」という。）を有する場合には、当該各事業年度の特定所得の金額に係る金融関係法人部分適用対象金額のうち当該特殊関係株主等である連結法人の有する当該部分対象外国関係法人の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（次条及び第六十八条の九十三の四において「個別金融関係法人部分課税対象金額」という。）に相当する金額は、当該特殊関係株主等である連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含む当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特殊関係株主等である一の連結法人によつてその発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている部分対象外国関係法人で政令で定める要件を満たすもの（その純資産につき剰余金その他に関する調整を加えた金額として政令で定める金額（以下この号において「親会社等資本持分相当額」という。）の総資産の額として政令で定める金額に対する割合が百分の七十を超えるものに限る。）の親会社等資本持分相当額がその本店所在地国の法令に基づき下回ることができない資本の額を勘案して政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分に相当する資本に係る利益の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 部分対象外国関係法人について第六項第八号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

三 部分対象外国関係法人について第六項第九号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

四 部分対象外国関係法人について第六項第十号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

五 部分対象外国関係法人について第六項第十一号の規定に準じて計算した場合に算出される同号に掲げる金額に相当する金額

9 前項に規定する金融関係法人部分適用対象金額とは、部分対象外国関係法人の各事業年度の次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 前項第一号に掲げる金額

二 前項第二号、第三号及び第五号に掲げる金額の合計額と、同項第四号に掲げる金額（当該金額が零を下回る場合には、零）を基礎として当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた同号に掲げる金額が零を下回る部分の金額につき政令で定めるところにより調整を加えた金額とを合計した金額

第六十八条の九十三の二第三項の次に次の二項を加える。

4 国税庁の当該職員、連結親法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員又は連結子法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、連結法人に係る外国関係法人が第二項第四号イからハまでに掲げる要件に該当するかどうかを判定するために必要があ

るときは、当該連結法人に対し、期間を定めて、当該外国関係法人が同号イからハまでに掲げる要件に該当することを明らかにする書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該書類その他の資料の提示又は提出がないときは、同項（同号又は第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該外国関係法人は同項第四号イからハまでに掲げる要件に該当しないものと推定する。

5 第一項の規定は、特殊関係株主等である連結法人に係る次の各号に掲げる外国関係法人につき当該各号に定める場合に該当する事実があるときは、当該各号に掲げる外国関係法人のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

一 特定外国関係法人 特定外国関係法人の各事業年度の租税負担割合（外国関係法人の各事業年度の所得に対して課される租税の額の当該所得の金額に対する割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。次号、第十項及び第十一项において同じ。）が百分の三十以上である場合

二 対象外国関係法人 対象外国関係法人の各事業年度の租税負担割合が百分の二十以上である場合
第六十八条の九十三の三第一項中「又は第四項」を「第六項又は第八項」に、「係る特定外国法人」

を「係る外国関係法人（同条第一項に規定する外国関係法人をいう。以下この項、第三項、第四項及び第六項において同じ。）」に、「当該特定外国法人」及び「又は当該特定外国法人」を「、当該外国関係法人」に、「は、政令」を「又は当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するもの（当該個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令」に、「特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除」を「特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に、「規定する特定外国法人」を「規定する外国関係法人」に改め、同条第二項中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「場合又は」を「場合、」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「場合に」を「場合又は当該外国関係法人の同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受けた場合に」に、「又は当該部分課税対象金額」を「、当該部分課税対象金額又は当該金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は個別部分課税対象金額」を「、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に改め、同条第三項中「連結法人が」を「連結法人（前

項の内国法人を含む。以下この項において同じ。）が」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「又は同条第四項」を「同条第六項」に、「場合に」を「場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合に」に改め、同条に次の四項を加える。

4 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける場合には、当該連結法人に係る外国関係法人に対して課される所得税の額（附帯税（国税通則法第二条第四号に規定する附帯税をいう。以下この項において同じ。）の額を除く。）及び法人税の額（附帯税の額を除く。）（次項において「所得税等の額」という。）のうち、当該外国関係法人の個別課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額、当該外国関係法人の個別部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額又は当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（第六項において「個別控除対象所得税額等相当額」という。）は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び法人税法第八十一条の

十四から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。）から控除する。

5 前項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

6 特殊関係株主等である連結法人が、前条第一項の規定の適用に係る外国関係法人の個別課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合、同条第六項の規定の適用に係る外国関係法人の個別部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合又は同条第八項の規定の適用に係る外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、第四項の規定の適用を受けるときは、当該連結法人に係る外国関係法人に係る個別控除対象所得税額等相当額は、当該連結法人の政令で定める連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7 第四項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」の規定により控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」及び租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係

株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」と、地方税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項の規定により控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「(同法)」とあるのは「(法人税法)」とする。

第六十八条の九十三の四第四項各号中「又は個別部分課税対象金額」を、「個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を、「第六項又は第八項」に改め、同条第十項第一号中「若しくは第四項」を、「第六項若しくは第八項」に改め、同項第二号イ及びロ中「又は個別部分課税対象金額」を、「個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額」に、「又は第四項」を、「第六項又は第八項」に改め、同条第十三項中「損金算入」を「限る。」に、「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改め、同条第十四項中「特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入等」を「特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例」に改める。

第六十八条の九十八の見出しを「(中小連結法人の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適

用)」に改め、同条第一項ただし書中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「連結欠損金額」の下に「同条第五項に規定する災害損失欠損金額(次項において「災害損失欠損金額」という。)及び設備廃棄等欠損金額」を加え、同条第二項中「前項」の下に「に定めるもののほか、第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十一条の九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額の計算及び同法第八十一条の三十一の規定の適用その他第一項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額とは、連結親法人(同項各号に掲げるものを除く。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農業競争力強化支援法第十九条第一項に規定する認定事業再編事業者(同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合の当該施設又は設備(以下この項において「対象設備」という。)が記載された同法第十八条第一項に規定する事業再編計画(以下この項において「特定事業再編計画」という。)について同条第一項の認定を受けたものに限る。)であるものの同法の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち、当該連結親法人又はその連

結子法人（第六十八条の三十四並びに同条の規定に係る第六十八条の四十第一項及び第四項並びに第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人を除く。）が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業（同法第二条第七項に規定する事業再編促進対象事業をいう。）の用に供されていたものにつき、当該連結事業年度において当該認定に係る特定事業再編計画（同法第十九条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に基づく設備廃棄等（当該特定事業再編計画に記載された対象設備について同法第二条第五項に規定する事業再編の実施と併せて行われる撤去又は廃棄をいう。）を行つた場合の当該設備廃棄等を行つたことにより生じた損失の額として政令で定める金額に達するまでの金額（当該金額が当該連結事業年度において生じた連結欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額（法人税法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を除く。）を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）をいう。

3 第一項ただし書に規定する設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十一条の三十一第一項の規定を適用する場合には、当該設備廃棄等欠損金額が生じた同項に規定する欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

第六十八条の百一第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の百二の二第一項中「第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人又は当該中小連結親法人」を「連結親法人（第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人又は第四十二条の四第八項第七号に規定する農業協同組合等に限る。）又は当該連結親法人」に改める。

第六十八条の百二の三第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改める。

第六十八条の百五を次のように改める。

（協同組合等有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十八条の百五 連結親法人である協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。

以下この項において同じ。）の各連結事業年度において、その有する連合会等（農林中央金庫その他の

協同組合等であつてその会員又は組合員が同法別表第三の下欄に掲げる根拠法の規定により他の協同組合等及びこれに準ずる法人に限られているものをいう。）に対する出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資に該当するものを除く。以下この項において「普通出資」という。）につき支払を受ける配当等の額（法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額をいう。）がある場合には、同条の規定の適用については、当該普通出資は、同条第五項から第七項までの規定にかかわらず、これらの規定に規定する完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しないものとする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の百九の二第一項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同条第二項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に、「交付されなかつたもの（」を「交付されたものに限る。」に、「交付されなかつたもの（租税特別措置法」を「交付されたものに限るものとし、租税特別措置法」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「第四項」を「第八項」に、「金銭等不交付分割型分割」を「金銭等不交付株式分配」に、「同条第一項第三号」を「同条第一項第二号」に、「第二